

頁	新(平成31年4月1日)	旧(平成30年10月1日)
<p>P5 1-1-2 用語の定義</p>	<p>19. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。<u>また、情報共有システムを用いない工事の場合は、電子メールで送付された、署名又は押印した工事帳票も有効とする。</u></p>	<p>19. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。<u>また、緊急を要する場合はファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</u></p>
<p>P16 1-1-22 建設副産物</p>	<p>1-1-22 建設副産物</p> <p>略</p> <p>4. 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、<u>施工計画書に含め、</u> <u>監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず・アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により「再生資源利用促進計画書」を作成し、<u>施工計画書に含め、</u> <u>監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>6. 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した場合には、工事完了後速やかに、実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」を <u>監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>略</p>	<p>1-1-22 建設副産物</p> <p>略</p> <p>4. 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、<u>施工計画書に含め、</u> <u>電子データとともに監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず・アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により「再生資源利用促進計画書」を作成し、<u>施工計画書に含め、</u> <u>電子データとともに監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>6. 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成した場合には、工事完了後速やかに、実施状況を把握し、「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」を <u>電子データとともに監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>略</p>

頁	新(平成31年4月1日)	旧(平成30年10月1日)
P27 1-1-25 工事完成検査	<p style="text-align: center;">略</p> <p>1-1-25 工事完成検査</p> <p>1. 受注者は、約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、工事完成届提出時及び監督員が指示した時に、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 竣工図(出来形図)</p> <p style="padding-left: 2em;">(会社名の入った図面タイトルを貼り付け_____, 図面タイトル上部に「竣工図」と表示する。なお、社判の押印は不要とする。)</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>1-1-25 工事完成検査</p> <p>1. 受注者は、約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、工事完成届提出時及び監督員が指示した時に、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>(1) 竣工図(出来形図)</p> <p style="padding-left: 2em;">(会社名の入った図面タイトルの貼り付けまたは、図面タイトル上部に「竣工図」と表示する。なお、社判の押印は不要とする。)</p> <p style="text-align: center;">略</p>
P74 3-3-2 工場の選定	<p style="text-align: center;">略</p> <p>3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、_____</p> <p style="padding-left: 2em;">_____全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場_____から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、<u>コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)</u>から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。</p> <p style="text-align: center;">略</p>
P388 4-8-9 橋名版工	<p style="text-align: center;">略</p> <p>4-8-9 橋名板工</p> <p>1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし設計図書の寸法により作成し、次図のとおり配置するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">① 橋名(漢字) ② 河川名(漢字) ③ 竣工年月_</p> <p style="padding-left: 2em;">④ 橋名(ひらがな)※</p> <p style="padding-left: 4em;">※橋名(ひらがな)に記載する「はし」には濁点を付けないことを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>4-8-9 橋名板工</p> <p>1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし設計図書の寸法により作成し、次図のとおり配置するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">① 橋名(漢字) ② 河川名(漢字) ③ 竣工年月日</p> <p style="padding-left: 2em;">④ 橋名(ひらがな)※</p> <p style="padding-left: 4em;">※橋名(ひらがな)に記載する「はし」には濁点を付けないことを標準とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>